

ICT活用工事（法面工）積算要領

1. 適用範囲

本資料は、3次元設計データを活用した法面工に適用する。

2. 適用工種

○法面工

モルタル吹付

コンクリート吹付

機械播種施工による植生工（植生基材吹付，客土吹付，種子散布）

人力施工による植生工（植生マット，植生シート，植生筋，筋芝，張芝）

現場吹付法砕工

4. 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。

ただし、ICT法面工をICT土工と同時に実施する場合において、3次元起工測量を必要とする場合は、ICT土工で必要額を適正に積み上げるものとする。

なお、3次元起工測量・3次元設計データの作成費用は、見積り（諸経費含む）によるものとし、現場管理費及び一般管理費の対象外とする。

5. 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用

(1) 3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合における費用の計上方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。ただし、法面工（ICT）と同時に実施する土工（ICT）において補正係数を乗じる場合は適用しない。

・共通仮設費率補正係数 : 1.2

・現場管理費率補正係数 : 1.1 ※小数点第3位四捨五入2位止め

上記費用の対象となる出来形管理は、以下の1)～4)とし、ICT活用工事（法面工）実施要領に示すその他の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、変更の対象としない。

1) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理

2) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理（現場吹付法砕工は除く）

3) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理

4) 上記1)～3)に類似する3次元計測技術を用いた出来形管理

(2) 費用計上にあたっての留意事項

1) 3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合は、費用の妥当性を確認することとし、受注者からの見積りにより算出される金額が(1)で算出される金額を下回る場合は、見積りにより算出される金額を積算計上額とする運用

とする。

- 2) 受注者から見積りの提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。

改定	現行	
<p>1. 適用範囲 本資料は、3次元設計データを活用した法面工に適用する。</p> <p>2. 適用工種 ○法面工 モルタル吹付 コンクリート吹付 機械播種施工による植生工（植生基材吹付、客土吹付、種子散布） 人力施工による植生工（植生マット、植生シート、植生筋、筋芝、張芝） 現場吹付法砕工</p> <p>4. 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用 3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。 ただし、ICT法面工をICT土工と同時に実施する場合において、3次元起工測量を必要とする場合は、ICT土工で必要額を適正に積み上げるものとする。 なお、3次元起工測量・3次元設計データの作成費用は、見積り（諸経費含む）によるものとし、現場管理費及び一般管理費の対象外とする。</p> <p>5. 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用 (1) 3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合における費用の計上方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。ただし、法面工（ICT）と同時に実施する土工（ICT）において、<u>補正係数を乗じる場合は適用しない。</u> ・共通仮設費率補正係数：1.2 ・現場管理費率補正係数：1.1 ※小数点第3位四捨五入2位止め 上記費用の対象となる出来形管理は、以下の(1)～(4)とし、ICT活用工事（法面工）実施要領に示すその他の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、変更の対象としない。 1) 地上型レーザースキャナを用いた出来形管理 2) 地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理（現場吹付法砕工は除く） 3) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理 4) 上記1)～3)に類似する3次元計測技術を用いた出来形管理 (2) 費用計上にあたつての留意事項 1) 3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合は、費用の妥当性を確認することとし、受注者からの見積りにより算出される金額が(1)で算出される金額を下回る場合は、見積りにより算出される金額を積算計上額とする運用</p>	<p>1. 適用範囲 本資料は、3次元設計データを活用した法面工（以下、ICT法面工）に適用する。</p> <p>2. 適用工種 モルタル吹付 コンクリート吹付 機械播種施工による植生工（植生基材吹付、客土吹付、種子散布） 人力施工による植生工（植生マット、植生シート、植生筋、筋芝、張芝） 現場吹付法砕工</p> <p>3. 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用 3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。 ただし、ICT法面工をICT土工と同時に実施する場合において、3次元起工測量を必要とする場合は、ICT土工で必要額を適正に積み上げるものとする。 なお、3次元起工測量・3次元設計データの作成費用は、見積り（諸経費含む）によるものとし、現場管理費及び一般管理費の対象外とする。</p> <p>4. 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用 3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合における費用の計上方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。 ・共通仮設費率補正係数：1.2 ・現場管理費率補正係数：1.1 ※小数点第3位四捨五入2位止め なお、ICT法面工において経費の計上が適用となる出来形管理は以下の(1)～(4)とし、それ以外のICT活用工事（法面工）執行要領に示された出来形管理の経費は、補正係数を乗じない共通仮設費率及び現場管理費率に含まれる。 (1) 地上型レーザースキャナを用いた出来形管理 (2) 地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理（現場吹付法砕工は除く） (3) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理 (4) 上記1)～3)に類似する3次元計測技術を用いた出来形管理</p>	

追記



現 行	改 定	追記
	<p>とする。</p> <p>2) 受注者から見積りの提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。</p>	